

作成日：H29. 7. 3

部局（庁）名	警察本部交通規制課
--------	-----------

あきた公共施設等総合管理計画に基づく
「個別施設計画」（「交通安全施設・信号機」）

1 施設の概要

施設名称 定周期式信号機 1,341基（平成29年4月末現在）
 押ボタン式信号機 531基（平成29年4月末現在）
 せん光式信号機 25基（平成29年4月末現在）
 を県内各所に保有している。

警察署別信号機設置状況

警察署名	定周期	押ボタン	せん光	計
鹿角	45	30	0	75
大館	91	62	0	153
北秋田	60	23	0	83
能代	110	40	1	151
五城目	71	22	2	95
男鹿	36	16	5	57
秋田臨港	109	53	2	164
秋田中央	216	62	3	281
秋田東	104	34	2	140
由利本荘	87	41	4	132
にかほ	27	16	0	43
大仙	153	50	0	203
仙北	34	13	0	47
横手	134	48	2	184
湯沢	64	21	4	89
計	1,341	531	25	1,897

2 計画期間

平成29年～平成37年

3 対策の優先順位の考え方

信号機を始めとした交通安全施設は、交通の安全と円滑を図る上で極めて高い効果を発揮するものであり、県内でも計画的に整備を行い、交通事故を抑止してきた。

一方、交通安全施設は大量更新時期を迎えており、老朽化が原因となる機能停止や倒壊等、県民に多大な影響を及ぼす事案を未然に防止するため、今後の維持管理・更新等を着実に推進しなければならない。

更新基準を超えた信号機については、計画的に更新を行うほか、業者による点検結果を踏まえた更新を実施する。

○ 更新基準

- ・ 信号制御機 19年（警察庁で定める更新基準）
 - ・ 信号灯器 30年（当県独自の更新基準）
 - ・ 信号柱
 - （コンクリート柱） 40年
 - （鋼管柱） 50年
- （財務省 減価償却資産の耐用年数に関する省令を参考）

4 管理施設の状態等

平成29年4月末現在、更新基準を超えた信号機を多数保有しており、重大障害の発生や、信号柱の倒壊等が懸念される。

これらの懸念事項を未然に防止するためには、補修、更新及び撤去等の必要な対策を適切な時期に実施する必要がある、具体的には漏れのない確実な点検を行い、交通安全施設の状態を把握することが重要である。

5 対策内容、実施時期

県民生活に多大な影響を及ぼす交通安全施設の重大障害や、信号柱の倒壊等により県民の生命・財産を脅かすこのとないよう更新基準を超えた信号機の計画的な更新や、点検結果及び補修履歴等を踏まえた更新を実施する。

信号機の設置に際しては、真に必要性の高い場所を選定するとともに、既に設置されている施設については、必要性が低減したものについて撤去を進め適切なストック管理に努める。

6 対策概算費用（H29～H37）

将来的に安全で円滑な交通環境を維持させるためには、交通環境の変化等により信号機の設置条件に該当しなくなった場合や、一時停止の交通規制その他の対策により代替が可能となった場合は、信号機を撤去する。また、予算の平準化を図りつつ毎年度、信号機の計画的な更新を行う。

○ 更新概算経費

・ 信号制御機	毎年度おおむね100基更新	毎年度200,000千円
・ 信号灯器	毎年度おおむね480灯更新	毎年度 88,000千円
・ 信号柱	毎年度おおむね130本更新	毎年度104,000千円
	計	毎年度392,000千円

毎年度 392,000千円 × 9年間 = 3,528,000千円